

令和2年6月25日
福祉部地域ケア推進課
福祉部介護保険課

介護保険制度の概要について

1 制度の概要

高齢社会における介護の問題を社会全体で支える制度として、平成12年4月に創設された介護保険制度は、相互扶助の考え方に基づき、被保険者が保険料を出し合い、要介護認定を受けて介護サービスを利用するシステムであり、区市町村が保険者として運営している。

区市町村においては、3年を一期とする介護保険事業計画の策定が義務付けられており、令和元年度は、令和2年度までの3か年に及ぶ第7期計画の最終年度にあたる。

2 被保険者・保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の区民全員	40歳から64歳までの区民で、医療保険の加入者
利用者	身体上又は精神上的の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活に介護や支援が必要と認定された者	加齢に伴う特定疾病が原因で、日常生活に介護や支援が必要と認定された者
保険料負担	所得に応じた保険料を負担	所得金額・標準報酬月額等の一定割合を、加入している医療保険料に合算して負担

3 保険者と国、都の役割

介護保険制度は、区市町村を保険者とし、国、都とは次のような役割分担となっている。

保険者 (区)	被保険者の資格管理、第1号被保険者の保険料徴収、要介護及び要支援認定、事業対象者の判定、保険給付、介護サービスの基盤整備、事業者（地域密着型サービス、総合事業及び居宅介護支援事業所）の指定及び指導、介護保険事業計画の策定、総合事業の運営・制度設計・見直し、財政負担
都	保険者支援・指導、事業者の指定・指導、財政安定化基金の設置、介護保険審査会の設置（審査請求の処理）、介護サービスの基盤整備（施設整備・人材の育成及び養成）、介護サービス情報の公表、介護保険事業支援計画の策定、財政負担
国	制度の設計・見直し、基本指針の策定、保険者・事業者等への指導、財政負担

4 総合事業

本区では、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を目指し、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）を開始した。

要支援1・2の判定認定者、または基本チェックリスト（25の質問項目）該当者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施している。

介護保険制度の事業構成

介護給付(要介護1～5)	
予防給付(要支援1・2)	
地域 支 援 事 業	介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、事業対象者） ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業（65歳以上のすべての高齢者） ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症施策推進事業 ○地域ケア会議推進事業
	任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業(住宅改修支援支給事業)

5 介護（予防・総合事業）サービスの利用者負担

現在のサービス利用時の利用者負担は、要介護状態区分ごとの支給限度額の範囲内で、所得に応じて1割・2割または3割である。

通所サービスについては、食費・日常生活費が、施設サービス・短期入所サービスについては、居住費（滞在費）・食費・日常生活費が利用者の負担となる。

6 介護（予防・総合事業）サービスの種類

サービス種類 (対象者)		介護サービス (要介護 1～5)	介護予防サービス (要支援 1・2)	介護予防・生活支援サービス事業 〔要支援 1・2 事業対象者〕				
居宅サービス	訪問介護	○	/	(訪問型サービス)				
				緩和	○			
				短期	○			
	訪問入浴介護		○	/	/			
	訪問看護							
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導		○	/	/			
	通所介護（定員 19 名以上）(※1)					(通所型サービス)		
						緩和	○	
						住民主体	○	
						短期	○	
	通所リハビリテーション					○	/	/
	特定施設入居者生活介護							
	短期入所生活介護							
短期入所療養介護								
福祉用具貸与								
特定福祉用具購入費の支給								
住宅改修費の支給								
居宅介護支援	(介護予防支援) ○	(介護予防ケア マネジメント) ○						
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	/	/				
	夜間対応型訪問介護							
	地域密着型通所介護 (定員 18 名以下) (※1)				○			
	認知症対応型通所介護				△ (※2)			
	認知症対応型共同生活介護				○			
	小規模多機能型居宅介護				○			
	看護小規模多機能型居宅介護				○			
施設サービス	介護老人福祉施設	○ (※3)	/	/				
	介護老人保健施設	○						
	介護療養型医療施設							
	介護医療院(H30.4 創設)							

※1 地域密着型通所介護（定員 18 名以下）創設に伴い、平成 28 年度より居宅サービスから分離した。

※2 要支援 2 の人のみサービス利用できる。

※3 原則要介護 3 以上の人がサービス利用できる。

7 本区の被保険者数等

(1) 第1号被保険者

	平成12年4月末	平成31年3月末	令和2年3月末
第1号被保険者数	57,723人	112,791人	113,661人
認定者数(認定率)	4,479人(7.8%)	19,849人(17.6%)	20,370人(17.9%)

(2) 要介護認定者数(第2号被保険者含む)

	平成12年4月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援	510人	11.0%				
要支援1			3,276人	16.1%	3,242人	15.6%
要支援2			3,013人	14.8%	3,150人	15.1%
要介護1	1,098人	23.6%	3,315人	16.3%	3,354人	16.1%
要介護2	876人	18.8%	3,478人	17.1%	3,667人	17.6%
要介護3	753人	16.2%	2,870人	14.1%	2,901人	13.9%
要介護4	809人	17.4%	2,537人	12.5%	2,659人	12.8%
要介護5	604人	13.0%	1,825人	9.0%	1,867人	9.0%
計	4,650人	100.0%	20,314人	99.9%	20,840人	100.1%

※ 端数処理により構成割合の計は100.0%にならないことがある。

(3) 介護サービス利用者の状況(第2号被保険者含む)

	平成12年4月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	人数	対認定者割合	人数	対認定者割合	人数	対認定者割合
要介護認定者数	4,650人	—	20,314人	—	20,840人	—
介護サービス利用者数	2,710人	58.3%	13,749人	67.7%	14,222人	68.2%
居宅サービス	1,834人	39.4%	11,283人	55.5%	11,717人	56.2%
(再掲) 地域密着型サービス			(2,191人)	(10.8%)	(2,101人)	(10.1%)
施設サービス	876人	18.8%	2,466人	12.1%	2,505人	12.0%
総合事業利用者数			2,750人		2,619人	

※ 本表は、東京都国民健康保険団体連合会作成 介護給付費実績分析システムから集計。利用者数は、4月審査分(3月利用分)を計上。

※ 居宅サービス利用者数には地域密着型サービス利用者数を含む。

※ 端数処理により各サービスの対認定者割合の計は利用者数の対認定者割合と合わないことがある。

8 本区の令和2年度の保険料（年額）

保険料段階	対 象 者	基準額に対する比率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人 及び 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.3	19,440円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人	基準額×0.4	25,920円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	基準額×0.65	42,120円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.85	55,080円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、第4段階に該当しない人	基準額	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	74,520円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	84,240円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.65	106,920円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	113,400円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×2.05	132,840円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	136,080円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.50	162,000円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.80	181,440円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.90	187,920円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額×3.00	194,400円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×3.10	200,880円

※令和2年4月15日専決処分により介護保険条例の一部改正を行い、第1～第3段階の保険料を軽減した。

9 令和2年度介護保険会計当初予算

【歳入】

款	予 算 額	構 成 比
1 保険料	7,287,621 千円	19.8%
2 使用料及び手数料	1 千円	0.0%
3 国庫支出金	7,783,389 千円	21.2%
4 支払基金交付金	9,425,875 千円	25.6%
5 都支出金	5,216,366 千円	14.2%
6 財産収入	13 千円	0.0%
7 繰入金	6,732,988 千円	18.3%
8 繰越金	316,500 千円	0.9%
9 諸収入	13,247 千円	0.0%
計	36,776,000 千円	100.0%

【歳出】

款	予 算 額	構 成 比
1 総務費	728,982 千円	2.0%
2 保険給付費	33,777,883 千円	91.8%
3 財政安定化基金拠出金	1 千円	0.0%
4 地域支援事業費	1,951,621 千円	5.3%
5 基金積立金	1,013 千円	0.0%
6 諸支出金	216,500 千円	0.6%
7 予備費	100,000 千円	0.3%
計	36,776,000 千円	100.0%

10 制度の改正について

消費税率引き上げに伴う介護保険料の軽減措置（令和2年4月より）

- 国は、昨年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税による公費を投入して、低所得者の介護保険料の軽減措置を行うとし、本年3月30日に「介護保険法施行令の一部を改正する政令」を公布した。

これに対応して、本区では、本年4月15日に、今年度の保険料を一部改正する条例改正を専決処分により行った。

- 改正内容

所得段階	現行（料率）	改正後（料率）	軽減分（料率）
第1段階	24,300 円 (0.375)	19,440 円 (0.3)	4,860 円 (0.075)
第2段階	34,020 円 (0.525)	25,920 円 (0.4)	8,100 円 (0.125)
第3段階	43,740 円 (0.675)	42,120 円 (0.65)	1,620 円 (0.025)